

税制改正に伴う令和 8 年度介護保険料算定の特例措置等について

1 改正の内容

第一号被保険者（65 歳以上）の介護保険料は、本人や同世帯員の所得等に基づき決定し、市町村民税非課税者は、保険料負担が低くなるよう段階的に設定されている。

令和 7 年度の税制改正により給与所得控除の最低保障額が引き上げ（55 万円から 65 万円）られ、より低い保険料となる被保険者が増加することで、想定外の保険料収入の減少が生じることを踏まえ、国において、令和 8 年度介護保険料の算定等に関する取扱いが示されたもの。

2 介護保険事業における対応について

（1）令和 8 年度介護保険料の算定

所得段階ごとの保険料は 3 年間の介護保険事業計画に基づき設定されているが、当該税制改正による保険料収入の減少は、第 9 期計画（令和 6 年度～令和 8 年度）策定時に想定されていないものであった。このため、国は政令改正によって、令和 8 年度に限り、特例措置として控除額を引き上げ前の水準に調整するとともに、控除額引き上げにより非課税となる方は課税とみなして保険料を算定することとした。

（2）令和 7 年度非課税者を対象とした減免

（1）の取扱いでは、令和 7 年度に市町村民税非課税であった方が、令和 8 年度も非課税となる範囲で収入を増やした場合でも、介護保険料は課税とみなした所得段階が適用され、保険料負担が増加する。

本市では、該当する方に対して、非課税者に適用される所得段階まで職権で減免することにより、保険料負担の軽減を図った。

3 市民への周知スケジュール

- ・令和 8 年 3 月 本市ホームページへ掲載
- ・令和 8 年 4 月 介護保険パンフレット、65 歳到達者向け小冊子へ掲載
介護保険料決定通知書（仮徴収）の送付
- ・令和 8 年 6 月 介護保険料決定通知書（当初賦課）の送付

< 2 (1) の例 : 単身世帯、令和 6・7 年中の年金収入 80 万円、給与収入 110 万円のケース >

		市町村民税					介護保険料		
		年金 収入 (A)	給与 収入 (B)	給与所得 控除 (C)	給与 所得 (D)	課税 区分	保険料算定の 所得等金額 (E)	課税 区分	年額保険料
R7		80 万円 (所得 0 円)	110 万円	55 万円	55 万円	課税	55 万円 (D)	課税	第 7 段階 80,200 円
R8	通常	80 万円 (所得 0 円)	110 万円	65 万円	45 万円	非課税	125 万円 (A) + (D)	非課税	第 4 段階 49,900 円
	特例	80 万円 (所得 0 円)	110 万円	65 万円	45 万円	非課税	55 万円 (D) + 調整分 調整分 : 10 万円	課税 (みなし)	第 7 段階 80,200 円

※ 介護保険料では、被保険者本人が非課税か課税かにより保険料算定のための所得等金額の計算が異なる。

①非課税の方は「課税年金収入額（控除額を差し引く前の金額）と年金以外の合計所得金額（各収入から控除額を差し引いた金額の合計）」の合算、②課税の方は「合計所得金額（年金も含めた各収入から控除額を差し引いた金額の合計）」で算定する。

< 2 (2) の例 : 単身世帯、令和 7 年度非課税で、次の通り収入が増したケース >

- ・ 令和 6 年中 : 年金収入 80 万円、給与収入 100 万円
- ・ 令和 7 年中 : 年金収入 80 万円、給与収入 110 万円

		市町村民税					介護保険料		
		年金 収入 (A)	給与 収入 (B)	給与所得 控除 (C)	給与 所得 (D)	課税 区分	保険料算定の 所得等金額 (E)	課税 区分	年額保険料
R7		80 万円 (所得 0 円)	100 万円	55 万円	45 万円	非課税	125 万円 (A) + (D)	非課税	第 4 段階 49,900 円
R8	通常	80 万円 (所得 0 円)	110 万円	65 万円	45 万円	非課税	125 万円 (A) + (D)	非課税	第 4 段階 49,900 円
	特例	80 万円 (所得 0 円)	110 万円	65 万円	45 万円	非課税	55 万円 (D) + 調整分 調整分 : 10 万円	課税 (みなし)	第 7 段階 80,200 円
	減免	80 万円 (所得 0 円)	110 万円	65 万円	45 万円	非課税	135 万円 (A) + (D) + 調整分 調整分 : 10 万円	非課税	第 4 段階 49,900 円